

別表2 南大和老人保健施設 利用料金表 (長期入所)

令和6年8月1日より

※利用料、加算は概算であり、おおよその目安になります。

介護度区分		施設サービス費 (単位)／日	各種体制についての加算 (単位)	介護職員処遇改善加算 I	地域加算		30日計算 1割負担(円)	30日計算 2割負担(円)	30日計算 3割負担(円)		
要介護1	多床室	871	+ ・サービス提供体制強化加算(I):22単位/日 ・夜勤職員配置加算:24単位/日 ・栄養マネジメント強化加算:11単位/日 ・リハビリテーションマネジメント計画情報加算II:33単位/月 ・自立支援促進加算:300単位/月 ・科学的介護推進体制加算II:60単位/月 ・高齢者施設等感染対策向上加算(I):10単位/月 ・高齢者施設等感染対策向上加算(II):5単位/月 ・協力医療機関連携加算:100単位/月	×	1.075	×	10.45	=	31,846	63,691	95,536
	個室	788							29,048	58,096	87,144
要介護2	多床室	947							34,407	68,814	103,220
	個室	863							31,576	63,152	94,728
要介護3	多床室	1,014							36,664	73,328	109,992
	個室	928							33,766	67,532	101,298
要介護4	多床室	1,072							38,619	77,238	115,857
	個室	985							35,687	71,374	107,061
要介護5	多床室	1,125							40,405	80,810	121,215
	個室	1,040							37,541	75,081	112,622

介助に必要な最低限の日用品については基本施設サービス費に含まれています。

食費・居住費			
負担限度額認定状況	居住費/日(円)	食費/日(円)	30日計算(円)
基準負担額(第4段階)	多床室	480	80,400(85,140)
	個室	2,300	135,000(139,740) 朝:610円、昼:795円、夜:795円、(おやつ:158円)
第3段階②	多床室	430	53,700(58,440)
	個室	1,370	81,900(86,640)
第3段階①	多床室	430	32,400(37,140)
	個室	1,370	60,600(65,340)
第2段階	多床室	430	24,600(29,340)
	個室	550	28,200(32,940)
第1段階	多床室	0	9,000(13,740)
	個室	550	25,500(30,240)

その他		
日常生活品費	実費	ティッシュペーパー、歯ブラシなど
特別な食事	実費	セレクトメニュー、嗜好品など
洗濯代	1か月間利用	5,500円
	20日間利用	4,400円
	10日間利用	3,300円
外部委託		
おしぼり・エプロン代	おしぼりエプロンセット240円/日 おしぼりのみ 36円/日	外部委託
理美容料金	2,500円/回	外部委託
レク・サークル費	実費	レクリエーション、サークルの材料代など
文書作成料	2,200円	診断書作成1通につき
健康管理費	実費	予防接種代など
医療自己負担費	実費	初・再診料・抗がん剤費、画像診断費、内視鏡処置など

※負担限度額認定には、申請が必要です。詳細については、市役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

特別室室料		
	室料	30日計算
2人部屋	798円/日	23,940円
個室	1,115円/日	33,450円

個別に算定される加算(単位) ※対象者のみ算定					
名称	備考	単位	名称	備考	単位/日
初期加算(I)	入所より30日以内の期間については、1日につき加算	60/日	褥瘡マネジメント加算 I	継続的に入所者の褥瘡の発生リスクについて入所時に評価し	3/月
初期加算(II)	入所より30日以内の期間については、1日につき加算	30/日	褥瘡マネジメント加算 II	少なくとも一定の期間に1回評価を行いその評価を厚労省に提出	13/月
安全対策体制加算	安全管理体制が整備されている場合に入所中に1回算定	20/日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)イ	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合	140/日
退所時栄養情報連携加算	栄養管理に関する情報について、他施設や医療機関に提供した際に算定	70/回	かかりつけ医連携薬剤調整加算(I)ロ	施設において薬剤を評価・調整した場合	70/日
再入所時栄養連携加算	医療機関からの再入所時に特別食等を提供している利用者に算定	200/回	外泊時加算	居室における外泊を行った場合。	362/日
経口移行加算	経口移行計画に従い管理栄養士及び言語聴覚士による支援を行った場合	28/日	入所前後訪問指導加算 II	入所者が退所後生活する居室を訪問し計画または方針を決定し支援計画を作成	480/日
療養食加算	療養食を提供している方に対し1食を1回として加算 (1食6単位)	18/日	入退所前連携加算 II	入所前後に居室介護支援事業所等に対し情報提供を行った場合	400/日
認知症チームケア推進加算(I)	認知症の症状を予防、早期に対処するための取り組みを行っている場合	150/月	試行的退所時指導加算		400/日
短期集中リハビリテーション実施加算(I)	短期集中リハビリテーション実施した場合入所日から3ヵ月限定	258/日	訪問看護指示書加算	退所時に指定訪問看護等が必要であると認め訪問看護指示書を交付した場合	300/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	認知症短期リハビリテーション実施した場合入所日から3ヵ月限定	240/日	退所時情報提供加算(I)	退所後の主治医に対して心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合	500/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	認知症短期リハビリテーション実施した場合入所日から3ヵ月限定	120/日	退所時情報提供加算(II)	医療機関に入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合	250/日
排泄支援加算 I	排泄に介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師	10/月	ターミナルケア加算IV	ターミナルケアを行った場合(死亡日以前31日～45日前)	72/日
排泄支援加算 II	または医師と連携した看護師が施設入所中に評価するとともにオムツ使用から	15/月	ターミナルケア加算 III	ターミナルケアを行った場合(死亡日以前4日～30日)	160/日
排泄支援加算 III	オムツなしへ改善。少なくとも一定の期間に1回評価を行い厚労省に提出	20/月	ターミナルケア加算 II	ターミナルケアを行った場合(死亡日前日～前日及び前々日)	910/日
経口維持加算 I	医師及び各職種が経口維持計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行った場合	400/月	ターミナルケア加算 I	ターミナルケアを行った場合(死亡日)	1900/日
経口維持加算 II	上記内容に加え歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が観察及び会議等に加わ	100/月	緊急時治療管理費	緊急に医療行為を行った場合	518/日
所定疾患施設療養費 II	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の治療を行った場合	480/日	新興感染症等施設療養費加算	当該感染症に適切な感染対策を行った場合	240/日

※上記単位数に、加算単位数に掛け率(介護職員処遇改善加算 I :0.075)を乗じて得た処遇改善等加算の単位数を合わせ、それに地域加算10.45を掛けて得た金額の利用者負担(1～3割)を加算として請求します。